

令和 6 年度 訓子府町の健全化判断比率・資金不足比率の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

これにより、地方公共団体は、毎年度、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」（以下「健全化判断比率」といいます。）と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会に報告、公表することになりました。

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を、また公営企業については、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を定めなければならないことになっております。

訓子府町の令和 6 年度健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりです。

◆健全化判断比率

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
② 連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
③ 実質公債費比率	8.5%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	—	350.0%	

※実質赤字比率と連結実質赤字比率はない（黒字である）ため、「—」と表示しています。

◆資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	20.0%

※資金不足比率は資金不足額がない（黒字である）ため、「—」と表示しています。

実質公債費比率については、平成 19 年度のピーク時 18.8%から、公債費負担の適正化に向けた取り組みを推し進めたことにより、平成 30 年度から令和 2 年度には 12.6 ポイント減の 6.2%に改善することができましたが、スポーツセンターや消防庁舎の建設など大型事業の実施により、令和 6 年度は 8.5%（昨年度より 0.5 ポイント増）となっております。

本町は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率、将来負担比率はなく、実質公債費比率については早期健全化基準を下回っており、各指標上では健全であるといえます。しかしながら、地方交付税が歳入予算の約半分を占め、その動向に左右される状況に変わりなく、近年の施設整備に伴い大口の起債借入も再度発生し、実質公債費比率も増加傾向にあります。今後もより一層の行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

◆健全化判断比率における指標及び算定方法

1. 実質赤字比率とは ～ 一般会計等の実質赤字の比率

福祉、教育、街づくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を、町税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示しています。

毎年4月から3月までの地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に不足してしまい赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることになりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等の実質赤字額 ～ 一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額

・一般会計等に係る特別会計 ～ 該当なし

○標準財政規模 ～ 人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

2. 連結実質赤字比率とは ～ 全ての会計の実質赤字の比率

全ての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金不足の程度を把握するため、町税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示しています。

地方公共団体の会計は、地方税を主な財源とし、福祉、教育、街づくりなどを行う地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計の他に、料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況はいいとは言えません。例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている事業（例：水道などの公営企業）の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、その団体全体の財政にも大きな影響を与えかねません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額は、次の①～②の合計額

①一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質赤字額

・本町における公営事業（公営企業以外）に係る特別会計

～ 国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

②公営企業に係る特別会計の資金不足額

・本町における公営企業に係る特別会計 ～ 水道事業会計、下水道事業特別会計

3. 実質公債費比率 ～ 公債費及び公債費に準じた経費の比率

借入金（町債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示しています。

一般会計の公債費は、当然、一般会計の義務的な負担になりますが、公営企業等ほかの会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、事務組合により整備した施設等に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、その団体の財政の資金繰りの危険度を示す指標です。

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※実質公債費比率は三ヵ年の平均により算出

○準元利償還金は、次の①～⑤の合計額

- ①満期一括償還地方債の1年あたりの元金償還金相当額
- ②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
 - ・本町における対象公営企業会計 ～ 水道事業会計、下水道事業特別会計
- ③組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 - ・本町における対象組合等 ～ 北見地区消防組合、
- ④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
- ⑤一時借入金の利子

※ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

- ・地方交付税を算定する上で基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

※ 基準財政需要額

- ・合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

4. 将来負担比率 ～ 地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期借入金である一般会計の地方債残高のほか、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、近隣との広域により整備した廃棄物最終処分施設に係る地方債のうちその団体の負担分などがあります。こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額は次の①～⑧の合計額

- ①一般会計等の年度末地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業 ～ 水道事業会計、下水道事業特別会計
- ④組合等が起こした地方債の償還財源に充当する町からの負担等見込額
対象組合等 ～ 北見地区消防組合
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末支給予定額）のうち一般会計等の負担見込額
- ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
対象法人 ～ 該当法人なし
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等 ～ 北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道市町村退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道後期高齢者医療広域連合、北見地区消防組合、網走地方教育研修センター組合

※充当可能基金額は、①～⑥に充てることができる基金

※地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

・今後、地方交付税を算定する上で、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

5. 資金不足比率 ～ 公営企業ごとの資金不足の比率

公営企業の資金不足の状況を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示しています。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることになります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

（法適用企業）

資金の不足額 = （流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額

(法非適用企業)

資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費
の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額

- ・事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模

(法適用企業)

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業)

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額